

◎佐賀県条例第22号

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（昭和30年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に<u>100分の30</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。